

## 大阪市港区における新たな地域コミュニティ支援事業概要（中間支援組織の活用）

### 事業目的

中間支援組織を活用して、地域活動協議会の活動にかかる支援及び地域の自律運営にかかる支援等を行うことにより、新たな市政改革プランにおける大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを実現することを目的とする。

### 実施体制

区役所が提供するスペース内に事務所を設置(以下、「港区まちづくりセンター」という。)したうえで、「地域まちづくり支援員」等を配置する。なお、「港区まちづくりセンター」においては、3名以上の「地域まちづくり支援員」を配置する。

- アドバイザー  
地域まちづくり支援員の業務内容を総括し、必要な助言・指導を行う。また、必要に応じて、区役所や地域団体等の相談に応じる。
- 地域まちづくり支援員  
地域活動の実績を有し、地域事情に精通するとともに、ファシリテート及びコーディネートの手法、会議等運営の知識やノウハウを有し、地域が円滑に自律運営を行えるよう支援する。

### 具体的な業務内容

- (1) 地域活動協議会の活動にかかる支援
  - ア 地域課題解決のための支援
  - イ 各地域活動協議会間の連携にかかる支援
- (2) 地域活動協議会の自律運営にかかる支援
  - ア 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すための助言・指導
  - イ 地域における担い手育成や人材育成への助言・指導
  - ウ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
  - エ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
  - オ 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導
  - カ 地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導
  - キ NPO等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導
  - ク 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進

### 委託期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

### 中間支援イメージ図

